

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認茨城地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	13 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	9 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	17 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	11 件

## 茨城国民年金 事案 1062

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から61年3月まで

ねんきん特別便を確認したところ、昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料について、納付事実が確認できないことが判明した。

昭和51年12月31日付けで退職後、国民年金に加入し、56年11月の婚姻後も継続して保険料を納付していたはずである。

このため、申立期間について、納付事実の確認ができないことに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であり、申立人は、申立期間及び国民年金第3号被保険者期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

また、申立人の夫は、申立期間の前後を通じて、厚生年金保険に加入しており、オンライン記録により確認できる標準報酬月額に大きな変化は認められず、申立人に係る申立期間の保険料を納付するのに経済的な問題は無かったものと考えられる上、申立人の生活状況にも大きな変化は認められないことから、国民年金被保険者資格を喪失させる理由は見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人の居住地であるA市区町村における国民年金保険料の現年度納付書については、毎年4月上旬に、同市区町村役場から被保険者に対して発送されていたことが確認できるところ、事実、申立人は、昭和60年4月7日に被保険者資格を喪失していることから、申立人に対して申立期間に係る納付書が発行され、当該納付書を使用して申立期間の保険料を納付することは可能であったと推認できる。

以上のことから、申立期間について、国民年金の未加入期間となり、保険料を納付していないとされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 茨城国民年金 事案 1063

### 第1 委員会の結論

申立人の平成4年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月から同年3月まで  
社会保険事務所(当時)で納付記録を確認したところ、平成4年1月から同年3月までの国民年金保険料が未納とされていた。  
申立期間については、督促状が届いたため、平成6年2月ころ、保険料を父に預け、父が一括納付してくれたはずである。  
このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であるとともに、申立人は、申立人の父が、平成6年2月ころ、申立期間の保険料をまとめて一括納付したと主張しているところ、事実、オンライン記録により、申立人には、同年2月7日に申立期間に係る過年度納付書が発行されたことが確認できることから、申立期間の保険料を納付することは可能であったと認められる。

また、申立期間の保険料を納付したとする、平成6年2月ころの申立人の生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間の保険料を納付するのに経済的問題は無かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月及び同年11月

ねんきん特別便で納付記録を確認したところ、昭和45年10月及び同年11月の国民年金保険料の納付事実が無いことが判明した。

申立期間については、昭和45年11月の婚姻後、義母が、保険料を納付してくれたはずであり、所持している年金手帳の国民年金印紙検認記録欄には、申立期間の保険料を納付したことを示す印が押されている。

このため、申立期間について、保険料の納付事実が確認できないことに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の義母が、申立期間の保険料を納付したと主張しているところ、申立人の所持する国民年金手帳における昭和45年度国民年金印紙検認記録欄には、申立期間について「検認」の印が押されていることが確認できることから、申立期間に係る保険料の納付の事実があったことがうかがえる。

また、申立期間は2か月と短期間である上、申立人は、国民年金第3号被保険者期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

さらに、申立期間の保険料を納付していたとする申立人の義母は、国民年金加入期間のすべてについて、保険料を納付していることから、年金制度に対する意識の高さがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 茨城国民年金 事案 1065

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年8月

ねんきん定期便で確認したところ、昭和59年4月から同年8月までの国民年金保険料が未納とされていることが判明した。不審に思い、社会保険事務所（当時）に記録照会をしたところ、昭和59年4月から同年7月までの記録が見つかり追加されたが、同年8月については記録が見つからない旨の回答を受けた。

しかし、昭和49年7月に夫が国民年金の加入手続を行った際、私も一緒に加入手続を行い、59年8月までの保険料を一緒に納付したはずである。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

また、同年度内において納付済期間と未納期間が混在する場合に存在すべき国民年金被保険者台帳（特殊台帳）が存在しないことから、行政側の申立人に係る台帳管理が適切に行われていなかった事情がうかがえる。

さらに、申立人の年金記録については、市区町村役場が管理する国民年金被保険者名簿により、昭和59年度内の4か月の保険料が納付されていたとして、59年4月から同年7月までの記録が、平成22年5月11日に追加されていることから、行政側の申立人に係る記録管理が適正に行われていなかった事実が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成16年9月30日から17年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年1月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年5月1日から16年9月30日まで  
② 平成16年9月30日から17年1月1日まで  
③ 平成17年1月1日から同年10月1日まで

社会保険事務所（当時）で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間①について、標準報酬月額が11万円となっていることのほか、申立期間②及び③について、加入記録が無いことが判明した。

平成5年1月2日に入社してから17年10月1日に退社するまで、A社に継続して勤務しており、同期間中、毎月20万円程度の給与が支給され、給与支給額に見合う厚生年金保険料が控除されていたと記憶しているので、申立期間①の標準報酬月額について、給与支給額に見合う額に訂正し、また、申立期間②及び③について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、労働局に照会したところ、申立人は、A社において、平成5年1月2日に雇用保険の被保険者資格を取得し、17年10月2日に離職していることが確認できる旨の回答が得られたことから、申立人が申立期間に同社に勤務していたことが確認できる。

また、B市区町村から提出された申立人の所得証明書（平成16年分）の社会保険料控除の金額欄及び給与支給額の金額欄に、それぞれ金額が記載されていることが確認できる。

さらに、上記の社会保険料控除の金額欄に記載されている額を検証したところ、当該額は、オンライン記録により確認できる平成16年1月1日か

ら同年9月30日までの期間における標準報酬月額（11万円）から算出される保険料控除額に対し、高い額であることが確認できるほか、標準報酬月額（20万円）を基に算出した健康保険及び厚生年金保険の保険料額に、雇用保険料額を加算した金額とほぼ等しくなることが確認できる。

加えて、上記の給与支給額の金額欄に記載されている額を検証したところ、当該額を12月で除した額は、C法律事務所（A社の破産管財人）から提出された賃金台帳（平成15年5月分から同年8月分まで）により確認できる1月分の給与支給額と一致することが確認できるほか、オンライン記録により確認できる平成16年1月1日から同年9月30日までの期間における標準報酬月額（11万円）に相当する給与支給額であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号。以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定及び決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額の低い方の額を認定することとなる。したがって、申立期間に係る申立人の標準報酬月額については、所得証明書（平成16年分）において確認できる給与支給額から、11万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立人は、申立期間①に係る標準報酬月額の相違について申し立てているが、特例法に基づき、標準報酬月額を改定及び決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の給与総支給額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①のうち、平成15年5月1日から同年9月1日までの期間について、C法律事務所から提出された上記1の賃金台帳に、当該期間における給与支給額及び厚生年金保険料控除額が記載されていることが確認できるところ、給与支給額及び厚生年金保険料控除額に対応する標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える額ではないことから、特例法による保険給付の対象に当たらない



ため、あっせんは行わない。

申立期間①のうち、平成 15 年 9 月 1 日から 16 年 1 月 1 日までの期間について、申立人の国民年金保険料免除・納付猶予申請書（平成 15 年）に給与支給額及び社会保険料控除額が記載されていることが確認できるものの、給与支給額に対応する標準報酬月額及び社会保険料控除額から検証し算出した厚生年金保険料額に対応する標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える額ではないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

申立期間①のうち、平成 16 年 1 月 1 日から同年 9 月 30 日までの期間について、上記 1 に記載したとおり、申立人は、当該期間において、オンライン記録により確認できる標準報酬月額に対して、高い標準報酬月額に対応する厚生年金保険料額が控除されていたものと推認できるものの、給与支給額は相当額であったことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

- 3 申立期間③について、上記 1 の雇用保険の被保険者資格記録により、申立人が申立期間に A 社に勤務していたことが確認できる。

しかし、A 社の元事業主及び同社の会計担当者であった元事業主の妻に照会したところ、申立人に係る申立期間における給与支給額及び厚生年金保険料控除額については、当時の書類等が残存しないため不明である旨の回答が得られた。

また、申立人の非課税証明書（平成 17 年分）では、申立期間における申立人の給与支給額及び社会保険料控除額を確認することができない。

- 4 このほか、申立期間①及び③の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立期間のうち、申立期間①について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。また、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和26年9月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、31年5月12日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、8,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和6年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和26年9月1日から31年5月12日まで  
ねんきん特別便が来たので、厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社における被保険者資格喪失日が、昭和26年9月1日となっていることが判明した。

私は、昭和26年7月10日に秘書としてA社（勤務場所はBビル）に就職し、31年5月12日まで勤務した。

このため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

C事務所及び申立人が名前を挙げたA社に勤務していた同僚二人の証言から、申立人が、申立期間において、同社の社員として勤務していたことが認められる。

また、C事務所が保管している「厚生年金保険個人別台帳」によると、申立人は、昭和26年7月10日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、31年5月12日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

さらに、当該個人別台帳の昭和25年11月22日から50年4月10日までの期間における申立人の厚生年金保険被保険者資格の得喪の記録は、申立期間を除き、オンライン記録とほぼ一致していることが確認できる。

一方、健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、D事務所（Bビル管理部）は、申立人が被保険者資格を喪失した昭和26年9月1日に適用事業所に該当しなくなっていることが確認できるところ、同日に被保険者資格を喪失した複数の同僚は、E事務所（Bビル）が適用事業所に該当した同日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、E事務所に係る被保険者名簿において、上記複数の同僚の健康保険番号欄は、D事務所に係る被保険者名簿の同欄と同一の番号がいったん記載された後、新たな番号に訂正されていることがうかがえるなど、両事務所における記録には連続性がみられる上、E事務所に係る被保険者名簿では、申立人の氏名は確認できないが、ページごとに付けられた番号から、当該被保険者名簿には欠落したページがあると考えられる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人がE事務所において、昭和26年9月1日に被保険者資格を取得し、31年5月12日に資格を喪失した旨の届出を行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者台帳における申立人の昭和26年7月の記録から、8,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額（62万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間のA社における標準報酬月額に係る記録を62万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立期間②及び③に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号。以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間②における標準賞与額に係る記録を112万5,000円、申立期間③における標準賞与額に係る記録を118万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年4月1日から同年6月1日まで  
② 平成18年7月28日  
③ 平成19年7月13日

ねんきん定期便を確認したところ、平成18年4月及び同年5月の厚生年金保険料納付額が、給与から控除された厚生年金保険料額と大きく相違していることが判明したほか、同年7月分及び19年7月分賞与の年金記録が無いことが判明した。

私が所持する給与明細書により、申立期間①の標準報酬月額について厚生年金保険料控除額に見合う額に訂正し、また、年金記録に申立期間②及び③の標準賞与額を追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人から提出された給与明細書及びA社から提出された給与台帳により、平成18年4月及び同年5月の厚生年金保険料控除額は、それぞれオンライン記録により確認できる標準報酬月額47万円及び申立期間における厚生年金保険料の標準報酬月額の最高等級62万円より高い標準報酬月額に対応する保険料額となっていることが確認できる。

また、特例法に基づき、標準報酬月額を改定及び決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る申立人の標準報酬月額については、A社から提出された給与台帳において確認できる保険料控除額から、62万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の主張する標準報酬月額に見合う保険料を納付したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②及び③について、申立人から提出された給与明細書及びA社から提出された給与台帳により、厚生年金保険料控除額として、平成18年7月分賞与から80,402円、19年7月分賞与から88,907円が控除されていることが確認できる。

また、特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る申立人の標準賞与額については、A社から提出された給与台帳において確認できる賞与支払額から、平成18年7月は112万5,000円、19年7月は118万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、事業主が申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 3 月 20 日から 40 年 3 月 30 日まで  
年金事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社に勤務していた申立期間について、昭和 41 年 12 月 6 日に脱退手当金が支給済みとなっていることが判明した。  
しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について脱退手当金が支給済みとされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立期間に係る脱退手当金については、A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から 21 か月後の昭和 41 年 12 月 6 日に支給決定されたことになっていることに加え、同社において申立人の健康保険整理番号の前後 30 人の中に脱退手当金の受給権を有する女性は 22 人いるが、実際に脱退手当金を支給された記録があるのは申立人を含め 2 人のみであることが確認できることから、事業主が代理請求を行ったとは考え難い。  
また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間以前の厚生年金被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人がこれを失念するとは考え難い上、当該未請求期間の事業所における厚生年金保険手帳記号番号が、申立期間の事業所における同記号番号と同一であるにもかかわらず、支給されていない期間が存在するという事は、事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成11年3月から12年4月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間に係るA社における標準報酬月額を、平成11年3月は18万円、同年4月から同年10月までは19万円、同年11月は20万円、同年12月は19万円、12年1月及び同年2月は20万円、同年3月及び同年4月は19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年2月10日から12年5月5日まで

ねんきん定期便を確認したところ、A社に勤務していた平成11年2月10日から12年5月5日までの期間について、標準報酬月額が手元の給与明細書の給与支給額と大きく相違していることが判明した。

申立期間の標準報酬月額について、給与支給額に見合う額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間に係る標準報酬月額を確認できる資料として、給与明細書（平成11年1月分から12年5月分まで）及び「積立金控除計算書」を提出しているが、当該給与明細書には、事業所の押印が無い上、控除額欄には厚生年金保険料しか記載されていない。

しかし、申立期間にA社に勤務していた同僚3人に照会したところ、2人から回答が得られ、そのうち、1人から、自身の場合、給与から所得税だけが控除されていたような記載であった旨の証言が得られたほか、他の1人から、自身の給与明細書にも、事業所の押印は無かった旨の証言が得

られた。

また、上記同僚二人は、毎月、給与から 1,000 円の控除があったとして  
いるところ、申立人から提出された「積立金控除計算書」に、当該額が控  
除されていることが確認できる。

これらのことから、申立人から提出された給与明細書は、A社が発行し  
たものと認められる。

- 2 申立人から提出された上記給与明細書により、申立期間のうち、平成 11  
年 3 月から 12 年 4 月までの期間について、厚生年金保険料として 3 万円が  
控除されていることが確認できるが、それ以外の所得税等の控除額が記載  
されていない。通常、給与からは、厚生年金保険料のほかに、健康保険料  
及び所得税等が控除されるものであり、本件についても、所得税等の控除  
額の合計額を厚生年金保険料の欄に記載したものと推認できることから、  
その内訳を試算したところ、いずれの月についても、オンライン記録によ  
り確認できる標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を超える額が事業主  
により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人は、申立期間に係る標準報酬月額の相違について申し立て  
ているが厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律  
(平成 19 年法律第 131 号)に基づき、標準報酬月額を改定及び決定し、こ  
れに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除し  
ていたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに  
見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のい  
ずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間の平成 11 年 3 月から 12 年 4 月までの期  
間における標準報酬月額については、給与明細書において確認できる控除  
額から、平成 11 年 3 月は 18 万円、同年 4 月から同年 10 月までは 19 万円、  
同年 11 月は 20 万円、同年 12 月は 19 万円、12 年 1 月及び同年 2 月は 20  
万円、同年 3 月及び同年 4 月は 19 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の主張する標準報酬月額に見合う保険料を納付し  
たか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなく  
なっており、当時の事業主及び社会保険担当者とされる事業主の妻に照会  
したが回答が得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無  
いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事  
業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所(当時)に行  
ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いこと  
から、行ったとは認められない。

- 3 申立期間のうち、平成 11 年 2 月については、申立人から提出された給与



明細書により確認できる厚生年金保険料控除額は、オンライン記録における標準報酬月額から算出される控除額を下回る額となっていることが確認できる。

このほか、当該期間において、申立人が、その主張する標準報酬に基づく厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和33年2月16日から同年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を同年2月16日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名：女  
基礎年金番号：  
生年月日：昭和7年生  
住所：

### 2 申立内容の要旨

申立期間：① 昭和27年5月16日から同年12月1日まで  
② 昭和28年11月16日から29年1月17日まで  
③ 昭和33年2月16日から同年3月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、C社（現在は、D社）に勤務していた昭和27年5月16日から同年12月1日までの期間、E社（現在は、D社）に勤務していた期間のうち、28年11月16日から29年1月17日までの期間及びA社に勤務していた期間のうち、33年2月16日から同年3月1日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

各申立期間中、それぞれの事業所に勤務していたことは間違いないので、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③について、B社に照会したところ、当時の書類は保存されていないものの、申立人が申立期間にA社に勤務していた旨の回答が得られた。

また、申立人から提出されたA社の給与明細書により、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出されたA社の給与明細書の保険料控除額から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、これを確認できる関連資料が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間①について、D社に照会したところ、申立期間当時の書類は残存しないため、申立期間に係る申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用に関しては、不明である旨の回答が得られた。

また、申立人が名前を挙げた同僚1人及び申立人と同日付でC社における厚生年金保険被保険者資格を取得した同僚4人の計5人に照会したところ、3人から回答が得られたものの、申立人の申立期間に係る勤務状況及び厚生年金保険の適用に関する具体的な証言は得られなかった。

さらに、申立人に係る厚生年金保険記号番号払出簿により、申立人に付与された厚生年金保険記号番号「\*」は、昭和27年12月15日にF県保険課（当時）からC社にまとめて払い出された記号番号であることが確認できるほか、申立人のC社における同資格取得日は同年12月1日であることが確認できる。

- 3 申立期間②について、オンライン記録により、申立人が申立期間に勤務形態が同じであった者として名前を挙げた同僚一人の厚生年金保険の加入記録を調査したところ、当該同僚はE社において被保険者資格を喪失した後、申立人と同様に、2か月間の未加入期間を経て、G社において被保険者資格を取得していることが確認できる。なお、当該同僚に照会したものの、回答は得られなかった。

また、申立人が申立期間直後に被保険者資格を取得したG社に照会したところ、同社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届（写）により、申立人の同社における被保険者資格取得日は昭和29年1月17日であることが確認でき、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及びオンライン記録により確認できる被保険者取得日と一致している。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によると、申立人は、昭和28年11月16日に、E社における被保険者資格を喪失（退職）していることが確認できる。

- 4 このほか、申立期間①及び②に厚生年金保険料を事業主により給与から

控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を両事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和20年4月28日に訂正し、申立期間①のうち、同年4月から21年3月までの標準報酬月額を60円、同年4月の標準報酬月額を120円、同年5月から同年8月までの標準報酬月額を270円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

申立期間②について、申立人のA社B支店における被保険者資格の取得日は昭和21年11月3日、喪失日は同年12月1日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額を420円とすることが必要である。

申立人は、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の上記訂正後のA社B支店における資格喪失日（昭和21年12月1日）及び資格取得日（昭和22年6月1日）を取消し、申立期間③の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間③の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 大正8年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和20年4月28日から21年9月1日まで  
② 昭和21年11月8日から同年12月1日まで  
③ 昭和21年12月1日から22年6月1日まで

年金事務所で夫の厚生年金保険の加入記録を確認したところ、各申立期間について、加入記録が無いことが判明した。

夫は、C社（現在は、A社）に入社した後、昭和20年4月に同社はA社と合併したが、定年退職するまで、継続して同社に勤務していたことは間違いないので、各申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求め

て行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社が保管する申立人の「従業員カード」及び同社の回答により、申立人が、申立期間に同社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人と最も年齢の近い同僚の申立期間の記録から、昭和20年4月から21年3月までの標準報酬月額を60円、同年4月の標準報酬月額を120円、同年5月から同年8月までの標準報酬月額を270円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、これを確認できる関連資料が無いため、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②について、上記1の「従業員カード」により、申立人が申立期間にA社B支店に勤務していたことが確認できる。

また、A社B支店に係る健康保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名、かつ同一生年月日の者が、申立人がA社で昭和21年11月8日に被保険者資格を喪失する前の同年11月3日から同年12月1日までの期間に被保険者であったことが確認できるところ、同社の回答により、同社B支店に申立人と同姓同名の者はいないことから、当該記録は申立人のものと認められ、申立人は、昭和21年11月3日から同年12月1日までの期間に、同社B支店において厚生年金保険の被保険者であったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、A社B支店に係る健康保険被保険者名簿の記録から、420円とすることが必要である。

3 申立期間③について、上記1の「従業員カード」及びA社の回答により、申立人が、申立期間に同社B支店に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B支店に係る健康保険被保険者名簿における申立人の昭和22年6月の記録から、600円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かに

については、A社は、これを確認できる関連資料が無いため不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所にこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 21 年 12 月から 22 年 5 月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和35年11月1日に、同社同支店における資格喪失日を37年10月1日に訂正し、申立期間のうち、35年11月から36年9月までの標準報酬月額を1万8,000円、同年10月から37年9月までの標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年11月1日から37年10月1日まで  
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B支店に勤務していた昭和35年11月1日から37年10月1日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

昭和30年4月にA社に入社してから平成5年9月に退職するまで、同社に継続して勤務しており、空白期間があるはずが無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

労働局に照会したところ、申立人は、昭和30年4月15日から59年4月1日までの期間、A社における雇用保険被保険者資格を継続して有していた旨の回答が得られた。

また、申立人は、申立期間について確認することができる資料として、「B支店勤務状況」を所持しており、当該資料に名前があり、A社B支店に勤務していたとして申立人が名前を挙げた同僚8人及び申立期間に同社同支店において被保険者資格を有していた者21人の計29人のうち、存命中で連絡先の判明した同僚3人に照会したところ、回答が得られた2人から、申立人は申立期間に同社同支店に勤務していた旨の証言が得られた。

さらに、申立人は、上記資料のほか、「C健康保険組合」の名簿の写しを



所持しており、当該資料について、作成元であるA社に照会したところ、同社が保管している書類（昭和54年10月ごろ、書き換えが行われている。）の写しである旨の回答が得られ、当該資料により、申立人は、昭和30年4月15日から平成5年10月1日までの期間、同社において健康保険に加入していたことが確認できる。

加えて、A社から、申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格に係る取得・喪失の届出及び申立期間に係る厚生年金保険料の納付の有無については、書類が残存していないため、不明であるが、申立人は、正社員（事務職）であったことから、厚生年金保険に加入し、給与から保険料が控除されていたと考えられる旨の回答が得られた。

また、前述の回答が得られた同僚二人のうち、申立期間にA社B支店において経理を担当していたとする一人から、臨時的に勤務していた者も含め、同社同支店には25人くらいの従業員がいたとしているほか、申立人は、副支店長であったので、厚生年金保険に加入していたと思われる旨の証言が得られた。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社B支店に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立人の標準報酬月額については、昭和35年11月から36年9月までは、A社に係る被保険者名簿における申立人の35年10月の記録から、1万8,000円、36年10月から37年9月までは、申立人に年齢の近い同僚の同社B支店における被保険者原票の36年10月の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、仮に、事業主から申立人の申立期間に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格喪失届を提出する機会があったことになるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から申立てどおりの資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和35年11月1日から37年10月1日までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間に係るA社における標準賞与額に係る記録を訂正し、申立期間に係る標準賞与額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 14 日

ねんきん定期便を確認したところ、A社に勤務している期間のうち、平成19年12月の賞与の年金記録が漏れていることが判明した。

現在所持している平成19年12月分の賞与明細書において、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、年金記録に申立期間の標準賞与額に係る記録を追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成19年12月分の賞与明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額(19万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立期間に係る標準賞与額(19万円)に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から 57 年 3 月まで

私が 20 歳になった際、両親が、大学生であった私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。加入時の A 市区町村から B 市区町村に住所は変わったが、厚生年金保険に加入するまで、申立期間を含め、継続して国民年金保険料を納付していたはずである。

このため、申立期間の保険料の納付事実が確認できないことに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間については、学生であることによる任意加入期間に当たるため、申立人は、国民年金被保険者資格を有しておらず、保険料を納付することができない。

また、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）によれば、申立人は、昭和 53 年 12 月 18 日に国民年金に任意加入し、55 年 4 月 17 日に資格を喪失していることが確認できるとともに、その事務処理が同年 7 月に行われていることが確認できる。

さらに、申立人は、申立人の父が、国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は国民年金の手続に直接関与しておらず、申立期間当時の具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年10月から61年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年10月から61年5月まで

昭和58年9月に会社を退職し、その直後に自分で事業を始めた。そして、妻と一緒に、昭和58年10月1日から国民年金に加入した。申立期間の国民年金保険料については、妻が7万円という少ない給与の中から納付し続けてきたはずであり、その妻が国民年金に加入していた事実が確認できるにもかかわらず、私だけ国民年金に加入しなかったとは考えられない。

このため、申立期間について、保険料の納付事実が確認できないことに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和58年10月に、申立人の妻と一緒に加入手続を行ったと主張しているが、その妻が国民年金に加入した時期は、直前の国民年金被保険者（20歳の強制加入者）の資格取得日より、59年10月以降と考えられ、申立人の主張には矛盾がある。

また、申立人の年金手帳には「A」のスタンプが押してあるが、これは、昭和60年3月に業務を開始したA社会保険事務所（当時）のものであり、さらに、国民年金の記号番号の欄に記載が無いことから、少なくとも同年3月時点では、申立人は国民年金手帳記号番号を取得していなかったことが確認できる。

さらに、申立人は、昭和58年10月に、申立人の妻と一緒に国民年金に加入し、保険料を納付したと主張しているが、申立人の妻の申立期間に係る国民年金保険料は未納となっている。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年6月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和51年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年6月から同年9月まで  
社会保険事務所(当時)で納付記録を確認したところ、平成14年6月から同年9月までの期間について、国民年金保険料の納付事実が確認できないことが判明した。

平成14年5月に退職後、申立期間に係る保険料の納付書が郵送されてきたが、一括納付することができず、市区町村役場の職員と相談して、同年6月からの保険料を、毎月約2万円ずつ納付した記憶がある。

このため、申立期間について、保険料の納付事実が確認できないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成14年5月26日付けで厚生年金保険被保険者資格を喪失後、申立期間に係る保険料の納付書が届き、保険料を納付したと主張しているが、オンライン記録により、申立人に対して、申立期間に係る国民年金の加入勧奨通知が、同年7月25日に発行されている上、その最終勧奨通知が、16年2月24日に発行されていることが確認でき、申立人が申立期間に係る国民年金の加入手続を行った形跡がうかがえないとともに、申立期間については、国民年金被保険者資格を有していなかったため、保険料の納付書が発行されたとは考え難いことから、申立人の主張には矛盾が認められる。

また、申立人は、申立期間の保険料を後からまとめて納付したことはないと主張しており、申立期間の保険料を過年度納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 5 月から平成 3 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 5 月から平成 3 年 12 月まで  
成人式の葉書が送られてきたころ、母親が A 市区町村役場において国民年金の加入手続を行ってくれた。その後、国民年金保険料の納付書が届くようになり、毎年、一年分をまとめて納付してくれた。また、申立期間の保険料は、年間 8 万円から 10 万円くらいであったことを記憶している。  
このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期は、直前の満 20 歳到達日の強制加入者の国民年金手帳記号番号から、平成 6 年 1 月以降と考えられ、この時点では、申立期間については時効により保険料を納付することができない。

また、申立期間の保険料を納付していたとする申立人の母は、平成 6 年 2 月 28 日に、時効未到来であった 4 年 1 月から同年 3 月までの保険料を納付していることから、その時点では、3 年 12 月までの保険料が時効により納付できなかった事実を認識していたものと推認できる。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の平成6年2月から7年3月までの期間及び9年1月から同年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年2月から7年3月まで  
② 平成9年1月から同年5月まで

ねんきん特別便を確認したところ、平成6年2月から7年3月までの期間及び9年1月から同年5月までの期間について、国民年金保険料の納付事実が無かったことが判明した。

平成6年2月に退職後、国民健康保険の加入と同時に、国民年金の加入手続を行った。両申立期間については、納期限ごとに保険料を納付していたはずである。

このため、両申立期間について、保険料の納付事実が確認できないことに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成6年2月に厚生年金保険被保険者資格を喪失後、国民年金の加入手続を行い、両申立期間に係る保険料を納付したと主張しているが、申立人には現在の基礎年金番号である厚生年金保険記号番号の払い出し以外に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらず、事実、申立人が所持する年金手帳には、厚生年金保険記号番号のみが記載されていることから、両申立期間については、国民年金被保険者資格を有していなかったため、保険料を納付することができない。

また、申立人は、両申立期間の保険料を後からまとめて納付したことはないと主張しており、両申立期間の保険料を過年度納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、両申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確

定申告書等) が無く、ほかに両申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が両申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 茨城国民年金 事案 1071

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から同年3月まで  
社会保険事務所(当時)で納付記録を確認したところ、昭和49年1月から同年3月までの期間について、国民年金保険料の納付事実が確認できないことが判明した。

昭和49年1月に退職後、アルバイトをしていたが、同年4月からの就職が決まったため、同年3月末に、A市区町村役場において、申立期間の保険料を一括納付した。

このため、申立期間について、保険料の納付事実が確認できないことに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

国民年金被保険者台帳(特殊台帳)により、申立人は、昭和45年11月1日に厚生年金保険被保険者資格の取得に伴い国民年金被保険者資格を喪失していることが確認できるものの、申立期間について、国民年金被保険者資格取得の手続を行った形跡がうかがえず、申立人が所持する国民年金手帳の住所欄にも、B市区町村からA市区町村への住所変更履歴の記載が無いことが確認できることから、申立期間については、国民年金被保険者資格を有しておらず、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は、申立期間の保険料を後からまとめて納付したことはないと主張しており、申立期間の保険料を過年度納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録については、訂正する必要は認められない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 10 月 1 日から 61 年 4 月 1 日まで  
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 60 年 10 月 1 日から 61 年 4 月 1 日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。  
しかし、上記期間について、A社に勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、発令通知書、事業主からの回答及び申立人とともに勤務していた同僚が申立期間に厚生年金保険の被保険者資格を有していたことから、申立人が申立期間にA社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められるとして、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 5 月 25 日付けで総務大臣から年金記録に係る苦情のあつせんが行われている。

しかしながら、日本年金機構において、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が見つかったこと、及び当該被保険者記録が申立人の基礎年金番号に未統合となっていたことを理由として、平成 22 年 4 月 13 日付けで、既に記録統合処理を行っていたことが、上記あつせん後に判明した。

これらの事実及び新たに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録については、訂正する必要は認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 6 月 1 日から 24 年 4 月 1 日まで

社会保険事務所(当時)に船員保険加入記録を照会したところ、A社が所有する船舶に乗船していた昭和22年6月1日から24年4月1日までの期間について、記録が無い旨の回答を受けた。A社に入社後、社名がB社に変わったものの、昭和28年に退職するまで、継続して同社所有の船舶に乗船していたので、申立期間について、船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げた同僚から、申立人は、C学校(現在は、D学校)に在学し、船長の免許を取得した旨の証言が得られたことから、D学校に照会したところ、申立人は、昭和22年5月15日から24年3月25日まで、在学していた旨の回答が得られた。

また、申立人の妻が名前を挙げた、C学校で申立人と同期生であった6人の船員保険加入記録を調査したところ、そのうち、1人についてはオンライン記録を確認することができなかったが、5人については申立期間とほぼ重なる期間の船員保険加入記録が無いことが確認できたことから、申立期間当時、C学校に入学していた者については、必ずしも船員保険に加入させる取扱いではなかった事情がうかがえる。

さらに、合併によりB社の後継会社となったE社から提出された、申立人に係る「被保険者期間と標準報酬月額表」によると、申立期間において、申立人が船員保険に加入していなかったことが確認できる。

加えて、A社(F都道府県)に係る被保険者名簿の申立人が掲載されているページ及びその前後のページに掲載されている航海士で、申立期間中に被保

険者資格記録があり、年齢が比較的申立人と近い者のうち、存命中で連絡先が判明した3人に照会したものの、申立人の申立期間におけるA社及びB社所有の船舶への乗船について具体的な証言は得られなかった。

このほか、申立期間に係る申立人の乗船履歴を確認できる船員手帳等の資料は無く、申立人の申立期間における船員保険料の控除をうかがわせる他の関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が船員保険の被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 茨城厚生年金 事案 990

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 10 月 1 日から 41 年 8 月 1 日まで  
② 昭和 62 年 10 月 1 日から 63 年 5 月 1 日まで  
③ 平成 3 年 10 月 1 日から 4 年 2 月 1 日まで  
④ 平成 9 年 10 月 22 日から 10 年 10 月 16 日まで  
⑤ 平成 12 年 5 月 20 日から 13 年 10 月 1 日まで

社会保険事務所(当時)で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①、B社に勤務していた申立期間②及び③、C社に勤務していた申立期間④並びにD社に勤務していた申立期間⑤における標準報酬月額が自分の記憶している金額と相違していることが判明した。

このため、各申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社に照会したところ、申立期間における厚生年金保険の加入状況及び標準報酬月額の決定に関する書類は現存しておらず、申立期間について詳細は不明である旨の回答が得られた。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票綴により、申立期間に厚生年金保険被保険者資格を有していた同僚のうち、昭和 40 年 7 月 1 日に、報酬月額の月額変更及び報酬月額の算定が行われていることが確認できる者は 34 人いるところ、そのうち、同年 10 月 1 日付けで標準報酬月額が引き下げられた者は、申立人を含め 4 人いることが確認できることから、同社が申立人の標準報酬月額の届出のみを誤ったものとは考え難い。

さらに、A社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、標準報酬月額をさかのぼって訂正した形跡は無く、不自然な点はない。



2 申立期間②及び③について、B社に照会したところ、申立期間における厚生年金保険の加入状況及び標準報酬月額に関する書類は現存していないものの、当時、申立人は、経理及び社会保険事務をすべて担当していた者であったとして、社会保険関連の届出等についても行っていたとしているほか、厚生労働省の記録に誤りは無い旨の回答が得られた。

また、申立期間②について、申立人から提出された所得税の確定申告書(昭和62年分)の写しでは、社会保険料控除欄に35万4,939円と記載されていることが確認でき、オンライン記録により確認できる標準報酬月額に基づく厚生年金保険料控除額にはほぼ一致する。

さらに、申立期間③について、申立人は、自身が所持する給与所得の源泉徴収票(平成3年分)の写し及び所得税の確定申告書(同年分)の写しに記載されている給与収入額を12月で除した額45万円が、申立期間における標準報酬月額であると主張しているが、当該給与収入額に相当する当時の標準報酬月額は44万円であり、オンライン記録における標準報酬月額と一致する。

加えて、オンライン記録では、申立人の申立期間②及び③に係る標準報酬月額が遡及<sup>そきゅう</sup>して訂正された事実はない。

3 申立期間④について、申立人から提出された給与支給明細書(平成10年9月分)の写し及び給料台帳(賃金計算期間:自9年7月22日、至10年1月15日)の写しでは、標準報酬月額36万円に相当する厚生年金保険料が記載されている。

しかし、両提出資料の控除額欄に、それぞれ、所得税2万9,250円、雇用保険料3,197円と記載されているが、当該額は、本来控除されるべき額と比較して、大きく相違しているほか、健康保険料率に変更となったのは平成9年9月1日以降であるにもかかわらず、給料台帳の写しに記載されている同年7月及び同年8月の健康保険料控除額は、変更後の料率となっているなど、両提出資料には不合理な点があることから、同資料に記載されている前述の標準報酬月額(36万円)は信憑<sup>びよう</sup>性がない。

また、C社は平成10年10月16日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、事業主は既に他界していることから、申立人に係る厚生年金保険の適用について照会することができない。

さらに、C社の当時の取締役及び同僚に照会したものの、回答が得られなかった。

加えて、オンライン記録では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が遡及して訂正された事実はない。

4 申立期間⑤について、申立人から提出された給与支給明細書(平成12年

4月分、同年5月分及び同年8月分から同年10月分まで)の写しに記載されている厚生年金保険料控除額及びD社から提出された申立人に係る所得税源泉徴収簿兼賃金台帳(12年及び13年)の写しにより確認できる同保険料控除額は、ともに1万3,012円となっているが、当該額は標準報酬月額15万円に相当するものであり、オンライン記録により確認できる標準報酬月額に基づく厚生年金保険料控除額と一致する。

また、申立人から平成12年4月分の給与支給明細書の写しが提出されているが、D社から提出された申立人に係る勤務契約書の写し及び所得税源泉徴収簿兼賃金台帳(平成12年)の写しに記載されている入社年月日は平成12年5月20日となっており、入社月が一致しないことについて、同社の事務担当者は、同社から提出している当該資料により確認できる入社年月日に誤りは無いとしている。

さらに、D社から提出された申立人に係る平成12年7月分から同年11月分までの給与支払明細書(控)の写しは、書式が横書きとなっているところ、申立人から提出された前述の給与支給明細書の写しは、すべて縦書きとなっており、書式が一致しない。

- 5 このほか、申立人が各申立期間において、その主張する標準報酬に基づく厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 8 月 8 日から 49 年 11 月 21 日まで  
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 48 年 8 月 8 日から 49 年 11 月 21 日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

しかし、上記期間について、A社に勤務していたことは間違いのないので、同期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間にA社において厚生年金保険被保険者資格を有していた同僚5人及び申立人が名前を挙げた同僚1人の計6人に照会したところ、2人から回答が得られ、そのうちの1人から、申立人が同社に勤務していたことは間違いのない旨の証言が得られたことから、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、上記同僚から、A社の従業員の中には、正社員以外に日雇い（請負）の社員が多数存在し、申立人は日雇いとして勤務していた旨のほか、日雇いの社員について、給与は日払いで、給与から控除されるものは無く、厚生年金保険には加入していなかった旨の証言が得られた。

また、A社が加入するB厚生年金基金に照会したところ、申立人の加入記録は無い旨の回答が得られた。

さらに、A社に照会したところ、申立人の勤務状況等については、書類が残存していないことから、確認できないものの、当時は、正社員以外にパート扱いの社員が存在し、正社員のみが社会保険及び厚生年金基金に加入していたことから、これらの加入記録が無い申立人は、正社員ではなかったと考えられる旨の回答が得られた。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事

実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 4 月 1 日から 36 年 11 月 1 日まで  
② 昭和 54 年 3 月 1 日から同年 9 月 2 日まで

年金事務所に夫の厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 33 年 4 月 1 日から 36 年 11 月 1 日までの期間及び 54 年 3 月 1 日から同年 9 月 2 日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

夫が書き残した履歴書等により、当該事業所に勤務していたことが確認できるので、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、当時、A社において、厚生年金保険被保険者資格を有していた同僚 6 人に照会したところ、全員から回答が得られたものの、いずれも、申立人が同社に勤務していたことを記憶しておらず、当時の申立人の勤務状況等について証言を得ることができなかった。

2 申立期間②について、当時、A社において、被保険者資格を有していた同僚 5 人に照会したところ、2 人から回答が得られたものの、両者とも、申立人が同社に勤務していたことを記憶しておらず、当時の申立人の勤務状況等について証言を得ることができなかった。

また、A社が申立期間に加入していたB保険組合に照会したところ、申立人の申立期間における加入記録は確認できない旨の回答が得られた。

3 申立期間①及び②について、申立人の妻は、申立人は、C市区町村にあったA社に勤務していたと主張しているところ、上記 1 及び 2 の照会調査により回答の得られた同僚のうち、一人から、同市区町村に同社の本店があった

としているほか、本店に在籍していた者は社会保険に未加入であった旨の証言が得られた。

また、別の一人から、自身の夫も、昭和29年11月29日から33年8月1日までの期間、C市区町村にあったA社本店に勤務していたが、当該期間中、同社における被保険者資格を有していなかった旨の証言が得られ、事実、オンライン記録により、当該期間において、当該同僚の夫は被保険者資格を有していないことが確認できる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている事業所の所在地は、C市区町村ではなく、D市区町村となっていることが確認できる。

これらのことから、申立期間において、A社に勤務していた者のうち、C市区町村に勤務していた者については、厚生年金保険に未加入であった事情がうかがえる。

加えて、A社に係る被保険者名簿は、上記のみであり、当該被保険者名簿に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、A社は、昭和56年6月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、平成8年6月に解散しており、当時の事業主及び社会保険事務担当者は、いずれも既に他界していることから、申立人の雇用条件、勤務状況等について照会することができない。

- 4 このほか、両申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を両事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を船舶所有者により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 9 月 22 日から 36 年 11 月 8 日まで  
② 昭和 36 年 11 月 8 日から 37 年 1 月 24 日まで  
③ 昭和 37 年 7 月 12 日から 38 年 6 月 20 日まで  
④ 昭和 38 年 6 月 20 日から 39 年 1 月 29 日まで  
⑤ 昭和 39 年 7 月 28 日から 40 年 1 月 9 日まで  
⑥ 昭和 40 年 1 月 26 日から同年 2 月 27 日まで  
⑦ 昭和 40 年 6 月 12 日から同年 12 月 30 日まで  
⑧ 昭和 41 年 6 月 6 日から 42 年 1 月 10 日まで  
⑨ 昭和 42 年 5 月 22 日から同年 12 月 25 日まで

年金事務所に船員保険の加入記録を照会したところ、各申立期間に乗船していた船舶について、記録が無い旨の回答を受けた。船員手帳で乗船が確認できるので、各申立期間について、船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人から提出された船員手帳の写しにより、申立人が、各申立期間において、申立てに係るそれぞれの船舶に乗船していることは認められる。
- 2 一方、各申立期間においてA氏及びB氏所有の船舶に乗船していた同僚で、申立期間⑧においては申立人の乗船船舶の船長であった者に照会したところ、詳細は不明としながらも、一般的な取扱いとして、昭和 30 年代から 40 年代にかけてのA氏及びB氏所有の船舶を始めとするC漁港の釣り船については、船員保険に加入しないまま操業することが珍しくなく、自身についても船員保険の加入は乗船記録と一致していない部分が多々あり、船員保険に加入していない時期は国民健康保険に加入していた旨の証言が得られた。

また、D組合に照会したところ、各申立期間当時の資料は全く無いが、昭和 30 年代から 40 年代にかけては、釣り船の操業形態から、日雇いの乗組員も多く、船員保険への加入は船長や機関長といった幹部のみとしていた船舶所

有者が多くおり、船舶所有者によっては幹部についても加入させていなかったこともある旨の証言が得られた。

さらに、各申立期間に係る船舶所有者全員の連絡先が不明であるため、各申立期間当時の状況について照会することができない。

加えて、各申立期間当時の船長は、申立期間⑧当時の船長を除き、既に他界しているため、各申立期間当時の状況について照会することができない。

- 3 申立期間①及び③について、船員保険記号払出簿により、船舶所有者B氏の新適日は昭和40年3月7日であることが確認でき、同日前は船員保険の適用船舶所有者となっていない。

また、申立人から提出された船員手帳に記載されている、申立期間①当時の船長の記録を調査したところ、当該船長についても申立期間①当時の船員保険の記録が無い。

さらに、申立人から提出された船員手帳に申立期間③当時のE船舶の船長として記載されている者は、申立期間③の一部について、A氏所有のF船舶の船長として船員保険被保険者名簿に登載されていることから、同船舶に係る被保険者名簿を調査したが、申立人の名前は見当たらない。

加えて、上記の事実から、申立期間①及び③当時に、A氏所有のF船舶において被保険者資格を有しており、存命中で連絡先が判明した3人に照会したものの、申立人の船員保険加入に関する具体的な証言は得られなかった。

- 4 申立期間②について、A氏に係る被保険者名簿により、当時、A氏所有の船舶において被保険者資格を有している者は一人もいないことが確認できる。

また、申立期間前後にA氏所有のF船舶において被保険者資格を有している者のうち、存命中で連絡先が判明した二人に照会したものの、申立人の船員保険加入に関する具体的な証言は得られなかった。

- 5 申立期間④及び⑤について、当時、A氏所有のG船舶において被保険者資格を有している者3人は、全員他界しており、当時の状況について照会することができない。

また、申立人は、申立てに係る船舶の乗組員数について、すべて20人前後であったと主張しており、同僚からは、申立人が乗船していた船舶の乗組員数は、15人から20人程度との証言が得られているところ、A氏所有のG船舶に係る被保険者名簿により、同船舶において、申立期間④当時に被保険者資格を有している者は4人、申立期間⑤当時は3人であることが確認できることから、同船舶においては、必ずしも全員を船員保険に加入させていなかった事情がうかがえる。

さらに、申立期間④当時に、A氏所有のF船舶において被保険者資格を有している者に照会したものの、申立人の船員保険加入に関する具体的な証言は得られなかった。

- 6 申立期間⑥について、H氏に係る被保険者名簿により、当時、H氏所有の船



船において被保険者資格を有している者は一人もいないことが確認できる。

また、申立期間前後にH氏所有のI船舶において被保険者資格を有している者のうち、存命中で連絡先が判明した二人に照会したものの、申立人の船員保険加入に関する具体的な証言は得られなかった。

- 7 申立期間⑦について、当時、B氏所有のG船舶において被保険者資格を有している者は、全員他界しており、当時の状況について照会することができない。

また、上記5のとおり、申立人が乗船していた船舶の乗組員数は、15人から20人程度と考えられるところ、B氏所有のG船舶に係る被保険者名簿により、当時、同船舶において被保険者資格を有している者は3人であることが確認できることから、同船舶においては、必ずしも全員を船員保険に加入させていなかった事情がうかがえる。

- 8 申立期間⑧及び⑨について、当時、A氏所有のJ船舶において被保険者資格を有している者のうち、存命中で連絡先が判明した二人に照会したものの、申立人の船員保険加入に関する具体的な証言は得られなかった。

また、上記5のとおり、申立人が乗船していた船舶の乗組員数は、15人から20人程度と考えられるところ、A氏所有のJ船舶に係る被保険者名簿により、同船舶において、申立期間⑧当時に被保険者資格を有している者は2人、申立期間⑨当時は4人であることが確認できることから、同船舶においては、必ずしも全員を船員保険に加入させていなかった事情がうかがえる。

さらに、申立期間⑧当時の船長は、当該期間に船員保険加入記録が無い。

- 9 このほか、各申立期間に係る船員保険料を船舶所有者により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における船員保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が船員保険の被保険者として各申立期間に係る船員保険料を各船舶所有者により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 茨城厚生年金 事案 994

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 10 月 18 日から 57 年 11 月 1 日まで  
② 昭和 58 年 1 月 1 日から 59 年 5 月 1 日まで  
③ 昭和 60 年 3 月 1 日から 63 年 6 月 1 日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 54 年 10 月 18 日から 57 年 11 月 1 日までの期間、B社に勤務していた 58 年 1 月 1 日から 59 年 5 月 1 日までの期間、C社に勤務していた 60 年 3 月 1 日から 63 年 6 月 1 日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

各申立期間中、勤務していたことは間違いないので、同期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

#### 1 申立期間①について、A社は昭和 57 年 7 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主の連絡先も不明のため、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険の適用について照会することができない。

また、申立期間にA社において厚生年金保険被保険者資格を有していた同僚 8 人（申立人が名前を挙げた同僚 2 人を含む。）に照会したところ、4 人から回答が得られたものの、申立人を記憶する者はおらず、申立人が申立期間に同社に勤務していたことを確認することができない。

さらに、申立期間に、A社はD厚生年金基金に加入していることから、申立人について照会したところ、加入記録は無い旨の回答が得られた。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

#### 2 申立期間②について、オンライン記録により、「B社」及び類似の名称を含む事業所を検索したところ、申立人が主張する所在地に該当する厚生年金

保険の適用事業所は無いほか、E市区町村に「F社」が存在していることが確認できたものの、同社は、昭和40年11月30日に適用事業所に該当しなくなっている。

また、上記検索結果により、類似の名称の適用事業所として、G都道府県に3社存在していることが確認できたものの、そのうち、1社は、昭和59年11月8日に適用事業所に該当しているほか、他の2社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無い。

さらに、申立人はB社の取引先として、H社I工場（現在は、J社I工場）の名前を挙げているものの、J社I工場から、B社は取引先ではなかった旨の回答が得られた。

- 3 申立期間③について、C社に照会したところ、申立期間の資料が残存していないため、申立人の申立期間における勤務状況等のほか、申立てどおりの資格取得・喪失の届出の有無及び申立期間に係る厚生年金保険料の納付について確認することができない旨の回答が得られた。

また、C社及び申立人が名前を挙げた同僚が勤務していた同社のK営業所であるL社において厚生年金保険被保険者資格を有していた同僚21人（申立人が名前を挙げた同僚3人を含む。）に照会したところ、11人から回答が得られたものの、申立期間における申立人の勤務状況等について証言を得ることができず、申立人が当該期間に同社に勤務していたことを確認することができない。

さらに、C社及びL社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

- 4 各申立期間に係る雇用保険の加入履歴について、労働局に照会したところ、雇用保険被保険者記録は無い旨の回答が得られた。

- 5 このほか、各申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として各申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 13 年 10 月 1 日から 14 年 12 月 1 日まで  
② 平成 14 年 12 月 1 日から 15 年 3 月 1 日まで  
③ 平成 15 年 3 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、平成 13 年 10 月 1 日から 15 年 7 月 1 日までの期間について、標準報酬月額が 14 万 2,000 円となっている旨の回答を受けた。

しかし、各申立期間において、実際には 24 万円の給与を支給されていたと記憶しているので、当該期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社から提出された、申立人に係る給与所得に対する所得税源泉徴収簿（平成 13 年分及び 14 年分）の写しにより確認できる平成 13 年 10 月から 14 年 11 月までの給与総支給額は、オンライン記録において確認できる標準報酬月額（14 万 2,000 円）に見合う額となっている。

また、A社から提出された、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書の写しでは、平成 13 年 10 月の標準報酬月額が 14 万 2,000 円に改定されていることのほか、当該処理について、同社からの被保険者報酬月額変更届に基づき、同社を管轄する社会保険事務所（当時）において、決定されていることが確認できる。

2 申立期間②について、申立人から提出されたA社の給与明細書（平成 15 年 1 月から同年 3 月まで支給分）により確認できる平成 14 年 12 月から 15 年 2 月までの厚生年金保険料控除額（1 万 2,381 円）は、オンライン記録において確認できる標準報酬月額（14 万 2,000 円）に見合う額となっている。

また、A社から提出された、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写しでは、平成 14 年 10 月以降に適用される標準報酬月額が 14 万 2,000 円に決定されていることのほか、当該処理について、同

社からの被保険者報酬月額算定基礎届に基づき、同社を管轄する社会保険事務所において、決定されていることが確認できる。

3 申立期間③について、A社から提出された、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書の写しでは、平成15年6月以前に適用されていた標準報酬月額は14万2,000円であったことのほか、同通知書は、同社を管轄する社会保険事務所において、同年7月10日に受付されていることが確認できる。

4 A社に照会したところ、平成13年6月に従業員の同意を得て、給与体系を成果ポイント制度としたことから、各申立期間及び前後の期間において、標準報酬月額の差異が発生した旨の回答が得られたほか、申立人の署名押印のある書類の写し及び申立人の基準値を14万1,431円とすることを申立人に対し通知したことを示す書類の写しが提出された。

また、各申立期間において、申立人と同様に標準報酬月額が変更されている同僚20人に照会したところ、3人から回答が得られ、そのうちの1人から、A社は、全従業員の同意を得て、労務管理計画に基づき給与方式を変更した旨の証言が得られた。

さらに、上記回答のあった同僚から提出された給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額は、当該同僚に係るオンライン記録において確認できる標準報酬月額に見合う額となっている。

このほか、申立人が各申立期間において、その主張する標準報酬に基づく厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 茨城厚生年金 事案 996

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 1 日から 39 年 12 月 30 日まで  
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 31 年 4 月 1 日から 39 年 12 月 30 日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

私は、中学校の紹介でB市区町村にあったA社に就職し、健康保険証と年金手帳を受け取った記憶があり、勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、「A社」及び類似する名称の事業所を検索した結果、申立人が主張する所在地に厚生年金保険の適用事業所は無い。

また、上記検索結果により、申立期間に適用事業所であった類似の名称の事業所として、C市区町村に「D社」、E市区町村に「F社」が存在していることが確認できたものの、両社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人の名前は無い。

さらに、法務局に照会したところ、申立人の主張する所在地に、「A社」という名称の会社・法人は見当たらない旨の回答が得られた。

加えて、申立人は同僚の氏名を記憶していないため、照会することができない。

また、申立人は「A社」を退職後に結婚した旨を主張しているが、申立人の戸籍によると、婚姻日が昭和 38 年 3 月 \* 日であることのほか、第一子の出生日が同年 \* 月 \* 日であることが確認でき、いずれも申立期間内である。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間に

おける厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年から31年まで  
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和30年から31年までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

申立期間中、A社に勤務していたことは間違いないので、同期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の弟は、自身がA社に入社する前に、申立人が申立期間において、同社に勤務していたとしている。

一方、申立期間にA社において厚生年金保険被保険者資格を有していた者のうち、存命中で連絡先の判明した4人（申立人の実弟1人を含む。）に照会したところ、全員から回答が得られたものの、実弟以外は申立人の名前を記憶しておらず、申立期間における申立人の勤務状況等について具体的な証言を得ることができなかった。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、申立期間において申立人の名前は見当たらず、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、A社は、昭和44年5月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているほか、45年7月5日に解散しており、申立期間の取締役等についても連絡先不明のため、照会することができない。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 茨城厚生年金 事案 998

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 7 月 1 日から 40 年 6 月 21 日まで  
② 昭和 41 年 7 月 1 日から 42 年 8 月 1 日まで  
③ 昭和 42 年 12 月 16 日から 45 年 1 月 1 日まで

社会保険事務所（当時）で厚生年金保険の加入期間を確認したところ、A社（現在は、B社）に勤務していた昭和 38 年 7 月 1 日から 40 年 6 月 21 日までの期間、C社D支社に勤務していた 41 年 7 月 1 日から 42 年 8 月 1 日までの期間及びE社に勤務していた同年 12 月 16 日から 45 年 1 月 1 日までの期間について、脱退手当金が支給済みとなっていることが判明した。

しかし、脱退手当金を受給した覚えが無いので、各申立期間について脱退手当金が支給済みとされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人に脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が記されているとともに、申立期間①に係る申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 3 か月後の昭和 40 年 9 月 7 日に、申立期間①とそれ以前の期間に係る脱退手当金の支給決定が行われており、脱退手当金の計算基礎となるべき未請求期間が無く、当該脱退手当金の実支給額についても法定支給額と一致し、計算上の誤りが無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

なお、申立期間①当時の脱退手当金の取扱いについて、B社に照会したところ、当時の書類は保存されていないため、脱退手当金の代理請求に関しては不明との回答が得られた。

2 E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人に脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が記されているとともに、申立期間③に係る申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 4 か月後の昭和 45 年 5 月 8 日に、申立期間②及び③に係る脱退手当金の支給決定が行われ

ており、申立期間②及び③以外に脱退手当金の計算基礎となるべき未請求期間が無く、申立期間②及び③に係る脱退手当金の実支給額についても法定支給額と一致し、計算上の誤りが無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の健康保険整理番号の前後の者で申立人以外に脱退手当金を支給した記録がある6人のうち、4人に支給済みであることを示す「脱」の表示が記載されている。

さらに、支給記録のある6人に照会したところ、回答が得られた5人から、脱退手当金を受領したことを記憶している旨の証言が得られたほか、そのうちの3人から、申立期間③当時、E社の事務担当者が代理請求を行っていた旨の証言が得られた。

なお、申立期間③当時の脱退手当金の取扱いについて、E社に照会したところ、当時の書類は保存されていないため、脱退手当金の代理請求に関しては不明との回答が得られた。

- 3 このほか、申立人から聴取しても各申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶が無いと主張するのみで、ほかに申立人が各申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、各申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。